

2020年 美祢市・山口市観光交流パートナー協議会 誘客推進事業 旅行商品造成支援事業実施要項

第1 目的

美祢市・山口市観光交流パートナー協議会は、観光客の誘客を図るため、美祢市、山口市一帯として捉えた旅行商品を企画し、又は販売等を行う旅行会社に対して予算の範囲内において奨励金を支給することとし、旅行商品の造成及び販売を促進させる。

第2 奨励金対象

「第3 奨励要件」を満たし、圏域への旅行を実施した旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた旅行者で、第1種、第2種の登録認可を受けた旅行者に対して、予算の範囲内で助成する。ただし、手配旅行に関しては、第1種、第2種に加えて第3種登録も対象とする。また、美祢市・山口市の観光客の新たな需要の掘り起こしにつながる旅行商品の企画・販売事業であり、本事業の趣旨に適したものと協議会会長（以下「会長」という。）が認めたものとする。

第3 奨励要件

以下の要件を満たし、事前に会長に奨励金を申請し、会長が承認した旅行を対象とします。

- ① 2020年4月1日から2021年3月20日までの間に、ツアーの催行が完了すること。
- ② 山口市湯田温泉（別表）、美祢市内のいずれかの宿泊施設に1泊以上すること。
- ③ 美祢市の秋芳洞入洞を旅程に組み込むこと。
- ④ 山口市内の観光施設1ヶ所以上を旅程に組み込むこと。
- ⑤ 以下のいずれかに該当する場合は、奨励対象としない。
 - (ア) 企画された旅行が観光目的でないもの（宗教、政治、興業、大会への参加を目的とするもの、ならびに公序良俗に反する内容であると判断されるもの）。
 - (イ) 発注元が宗教・政治を目的とする団体。
 - (ウ) その他、会長が不相当と認めるもの。

第4 奨励金の基準及び交付額【予定】

奨励金額は旅行商品造成・販売やパンフレット、チラシ、新聞広告等情報媒体作成に必要な経費とする。

(1) 奨励金の総額 500,000 円

企画旅行商品造成	旅行商品造成奨励金額
1 本(20 名以上)	20,000 円
2 本(40 名以上)	50,000 円

※旅行業者単体の限度額は、原則として 100,000 円

(2) 奨励金の交付を受けて作成する旅行商品パンフレット等の PR 販促物については関係書類とともに提出すること。

第5 奨励金の交付の申請

奨励金の交付を申請しようとする者は、出発日の10日前までに奨励金交付申請書（別記第1号様式）及び関係書類を会長に郵送等で提出すること。

第6 奨励金の交付の決定

会長は、前条の申請書の提出があった場合において、奨励金の交付の可否を決定し（別記第2号様式）、申請者に通知する。

第7 事業の変更等

申請者は、支援事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合又は事業を中止する場合は、速やかに変更・中止承認申請書（別記第3号様式）を提出し、会長の承認を受けること。

第8 実績報告

申請者は、支援事業終了後14日以内の実績報告書（別記第4号様式）を会長に郵送等により提出すること。また、請求書（別記第5号様式）も併せて提出すること。なお、期限までに提出されない場合は、奨励金を受領する権利を自ら放棄したものとみなす。

第9 奨励金の交付

会長は、実績報告が適当と認められたときは、奨励金の額を確定し奨励金を交付する。

第10 奨励金交付決定の取消等

奨励金の交付決定後もしくは確定後において、次に該当する場合は、会長は原則として当該交付決定を取り消すこととし、既に奨励金が交付されているときは、その返還を求める。

①申請書、実施報告書、添付書類等に不正並びに著しい不備があるとき。

②天災地変、天候不順、交通機関の運休などの理由により、本事業の実施要件を満たすことが不可能な場合は、奨励金交付適用外とする。

第11 その他

この要項に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要項は、2020年4月1日から施行する。

別表（第3 奨励要件関係）

地区	宿泊施設
山口市湯田温泉	西の雅常盤、ユウベルホテル松政、ホテルニュータナカ、古稀庵、松田屋ホテル、梅乃屋、ビジネスホテル富士の家、ビジネスホテルうえの、ホテル喜良久、山水園、入船旅館、割烹温泉旅館西京、一福旅館、京栄旅館、ホテルルートイン山口湯田温泉